

# 市民後見人が誕生

2015年11月25日(水)後見開始の審判確定

認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な人たちの財産管理や契約を本人に代わって行う「成年後見制度」で、一般市民による成年後見人「市民後見人」の広島県内第1号に、谷本康広さんが広島家庭裁判所福山支部から選任されました。

谷本さんは、市民後見人養成講座の第1期生で、市民後見人バンク登録者で結成する「福山市市民後見人バンク連絡会」の代表でもあります。“成年後見制度に市民ならではの視点を活かし、本人の意思の代弁者としてその方にしっかりと寄り添った後見活動に努めていく”と話されています。



市民後見人 谷本康広さん

認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の施設・病院から地域への移行が進められ、成年後見制度の利用が必要な方が増加する中、福山市においては、将来的な成年後見の担い手不足を懸念し、2013年度から市民後見人の養成をはじめました。

現在、講座修了者25名の方が、「福山市市民後見人バンク」に名簿登録するとともに、社協が行う後見業務の支援員として実際の後見活動の経験を積みながら、市民後見人の受任に向けて研鑽に励んでいるところです。

今後社協は、市民後見人の監督・支援を行いながら、市民後見活動が、市民のみなさまから信頼され、福山市における新しい地域福祉活動として定着するよう努めてまいります。

市民後見人は、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

《2013年度・2014年度福山市市民後見人養成講座講師：大阪市立大学大学院 岩間 伸之 教授より》